

藤沢市学校事故措置委員会規則の一部改正について
藤沢市学校事故措置委員会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

2025年（令和7年）3月13日提出

藤沢市教育委員会

教育長 岩本 将 宏

- 1 一部を改正する規則
別紙のとおり
- 2 施行期日
公布の日

提案理由

この議案を提出したのは、学校事故措置委員会の任期を見直すため、所要の改正をする必要による。

藤沢市学校事故措置委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月 日

藤沢市教育委員会

教育長 岩 本 將 宏

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市学校事故措置委員会規則の一部を改正する規則

藤沢市学校事故措置委員会規則（昭和49年藤沢市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（委員の任期に関する特例）

- 3 令和7年4月1日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和8年5月31日までとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

藤沢市学校事故措置委員会規則（昭和49年藤沢市教育委員会規則第6号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>付 則 （施行期日）</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。 （暫定処置）</p> <p>2 この規則施行によつて最初に招集される委員会は、第6条の規定にかかわらず教育委員会が招集する。 <u>（委員の任期に関する特例）</u></p> <p>3 <u>令和7年4月1日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和8年5月31日までとする。</u></p>	<p>付 則 （施行期日）</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。 （暫定処置）</p> <p>2 この規則施行によつて最初に招集される委員会は、第6条の規定にかかわらず教育委員会が招集する。</p>